

16 静岡県家庭教育支援条例

静岡県家庭教育支援条例をここに公布する。

平成26年10月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第80号

静岡県家庭教育支援条例

家庭は、子どもの心のよりどころとなる場所であるとともに、全ての教育の出発点であります。

家庭教育は、教育の原点であり、保護者と子どもの愛情によるきずなのもとに、家庭での団らんや共同体験を通じて行われてきました。特に乳幼児期から思春期にかけての家庭教育は、社会との関わり方や人生観など、人間形成に大きな影響を与えることから、保護者の役割は極めて重要であると言えます。

東西に広い静岡県では、それぞれの地域で特徴のある伝統・文化・習慣を後世に伝えながら、子どもの育ちを家庭と地域社会等が一体となって支えてきました。

しかしながら近年では、家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、過保護や過干渉、放任や虐待など、家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子育ての不安を抱える親や孤立化する親、社会性や自立心の形成に課題のある子どもなど、様々な問題を抱える家庭が増えています。

本県は、個人として自立し、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し行動する「有徳の人」の育成に向けて、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心を身に付けられるよう、保護者はもとより社会全体で家庭教育の充実に取り組んできましたが、こうした家庭と社会の変化を踏まえ、より一層の支援をしていくことが求められています。私たちは家庭教育の意義を見つめ直し、家庭教育に対する各家庭の責任を改めて認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域住民、地域活動団体、事業者、行政等社会全体が、家庭教育の自主性を尊重し、それ適切な役割分担を果たしつつ、一体となって家庭教育を支援する必要があります。

ここに、子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育が子どもの健全な成長に果たす役割の重要性に鑑み、本県の家庭教育への支援についての基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育への支援に関する施策を総合的に推進することにより、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図り、もって子どもたちが地域の宝として社会全体から愛情を受け、健やかに成長する静岡を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）が子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教

育関係団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な活動を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 家庭教育への支援は、保護者が子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の社会の全ての構成員が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、各々の役割を果たすとともに、社会全体が一体となって取り組むことを旨として行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育の支援を目的とした体制を整備するとともに、家庭教育を支援するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、保護者及び市町、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により施策を策定し、及び実施しようとするときは、様々な家庭状況に配慮するものとする。

（市町への支援）

第5条 県は、市町が家庭教育を支援するための施策を策定し、及び実施しようとするときは、市町に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（保護者の責任と役割）

第6条 保護者は、教育基本法（平成18年法律第120号）第10条第1項の規定の趣旨にのっとり、子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚しなければならない。

2 保護者は、子どもに愛情をもって接し、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るために努めるとともに、自らも成長していくよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、子どもの健全な成長のために必要な生活習慣を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることにより、家庭教育の支援に努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

（地域住民等の役割）

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、地域の歴史、伝統、文化、行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者と連携して、家庭教育を支援するための取組を行うよう努めるものとする。

3 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、従業員の仕事と家庭生活との両立が図られるよう必要な就業環境の整備等に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町が実施する家庭教育を支援するための施策に協力するよう努めるものとする。

(親としての学びの支援)

第10条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。）を支援する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、市町、地域活動団体その他の関係者が、親としての学びを支援する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(親になるための学びの支援)

第11条 県は、親になるための学び（将来親になるために必要となる保護者の役割、子育ての意義等について学ぶことをいう。次項において同じ。）に関する学習方法の開発及びその普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、学校等、地域活動団体その他の関係者が、親になるための学びに関する学習の機会を提供することを支援するものとする。

(家庭教育の支援活動に対する支援)

第12条 県は、家庭教育の支援を行う関係者が取り組む家庭教育の支援に係る活動を支援するものとする。

(学び合い、支え合う環境の整備等)

第13条 県は、保護者が家庭教育について学び合い、支え合う環境の整備を図るものとする。

2 県は、前項に規定する環境の整備に当たっては、子育て経験のある県民等多様な世代の県民の参加が図られるよう配慮するものとする。

(人材養成等)

第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者のネットワークを構築し、それを広めるものとする。

(相談体制の整備・充実等)

第15条 県は、家庭教育及び子育てに関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を行うものとする。

(県民の理解の増進等)

第16条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育における保護者の果たす役割及び社会の全ての構成員が家庭教育を支援することの重要性について、県民の理解を深めるよう必要な施策を行うものとする。

(財政上の措置)

第17条 県は、家庭教育を支援するための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第18条 知事は、家庭教育を支援するための施策の実施状況について、毎年度、議会に報告するとともに、公表するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。